人権擁護委員制度をご存じですか？

（6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です）

ここ数年、「いじめ」「体罰」「不登校」などの子どもをめぐる人権問題が大きな社会問題となっていますが、これらの問題の解決のためには、家庭・学校・地域社会などさまざまな場で思いやりの心と生命の大切さをはぐくむ幅広い人権教育が必要です。

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくることが私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会は、「子どもの人権を守ろう～育てよう思いやりの心～」を啓発活動重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。また、六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、人権思想の啓発に努めています。

南国市にも市長が推薦し、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がいます。

氏名	住所	電話番号
橋詰　憲一	片山970	㊗8373
野村　美智	植野252	㊗0655
久万　富士	久枝501-1	㊗1258
内藤　春子	大篠甲1305	㊗4063
中畠　千秋	稲生2417	㊗0022
東村　達夫	立田640-1	㊗2079
竹内　隆造	国府1180-6	㊗0118
竹村　義弘	西山1149	㊗3624

法律が分からなくて困ったり、これは人権問題ではないだろうかと悩んでいる人は、お気軽に地元の人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

【総務課総務係】

●同和問題Q＆A

～疑問に答えて～⑩　その三

◇私たちは、推進講座などで学習しているが、同和地区の人たちも少しは学習しているのか？

地区内学習の中で、特に他地区にないのが「識字学級」ですので、その内容を少し紹介したいと思います。

明治になり学制が施行されましたが、それまでの長い差別による貧しさのため、教育を受けたくても受けることができず、新聞も読めない・自分で手紙も書けない人が、同和地区にはかなりいました。

戦後、日本国憲法が制定され、すべての国民に義務教育が保障されたにもかかわらず、現実には学校に来れない子どもが同和地区にはたくさんいました。一九四七（昭和二十二）年ごろの長岡村の一部の有志は、これを解消するため県教育委員会に働きかけ、全国に先がけて福祉教員制度が設置されました。

当時の同和地区の人々は、小さい時から子守りに出たり、親とともに働かなければ生活ができないなどの状況におかれている人も多く、学校に行きたくても行けない生活を送らざるを得なかった部落差別の現実があったのです。

そんな中で、「孫や子どもに手紙を書きたい」「選挙の時も自分の手で名前を書きたい」という切実な願いから、「識字学級」が始まりました。

南国市では、一九七一（昭和四十六）年から野中地区に、そして二年後、前浜地区に識字学級が開設されました。

持ち慣れない鉛筆を手に持ち、「あいうえお」から学習が始まりました。やがて、「部落の歴史を学びたい」「他の文化活動もやりたい」という要求が出て、現在は、さまざまな取り組みが行われています。

このような学習の中から、学級生は、自分の生き方に自信を持ち、差別事象に出会った場合、相手の偏見や誤解を解いて、ともに学ぶ仲間になってもらう力量を身につけています。

「識字学級」は、文字を学ぶ場であると同時に、自己解放の場でもあるのです。

このような識字学級の成果は、一九八七（昭和六十二）年から始まった文化祭で発表されています。現在では、各集会所事業の成果や保育所、小・中学校解放子ども会の発表などとあわせて、「識字学級・集会所文化祭」として盛大に行われています。

広報「なんこく」でもお知らせしますので、ぜひご来場ください。

同和教育シリーズ